

高知市立潮江東小学校  
給食調理業務委託事業

募 集 要 項

平成 20 年 10 月  
高知市教育委員会

## 目 次

1	募集要項等の定義	1
2	事業の概要	1
3	応募事業者の条件等	1
4	募集等のスケジュール	2
5	募集要項等の公表	3
6	現地見学会・募集要項等に関する説明会	3
7	募集要項等に関する質問の受付・回答	4
8	応募書類等の受付	4
9	選定方法	5
10	プレゼンテーション及びヒアリング審査	6
11	応募に関する留意事項	6
12	窓口	7

## 1 募集要項等の定義

高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成 21 年度から「高知市立潮江東小学校」における給食調理業務を民間事業者へ委託することとする。

また、委託業務を実施する事業者の選定に当たっては、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、学校給食調理業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用する。

この募集要項は、高知市立潮江東小学校給食調理業務委託事業（以下「本委託事業」という。）に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。なお、本募集要項に併せて配布する下記の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- ・仕様書：教育委員会が事業者へ要求する具体的な業務水準を示すもの
- ・様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの
- ・高知市学校給食衛生管理基準：教育委員会の学校給食衛生管理における基本事項

## 2 事業の概要

事業名称

高知市立潮江東小学校給食調理業務委託事業

履行場所の概要

所在地	高知県高知市潮新町 2 丁目 1 番 54 号
建築年月	昭和 55 年 12 月
建物構造	鉄筋コンクリート造平家建
延床面積	181 m <sup>2</sup>

建築年月・建物構造・延床面積については学校給食調理場に係るもの

業務内容

別紙「仕様書」のとおりとする。

事業期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで（2 年間）

## 3 応募事業者の条件等

応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。

法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

これまでに学校給食の受託実績を 2 年以上有している者、かつ、現在も継続して業務を実施していること。

応募事業者は、四国内に本社、支社等を本委託事業の受託開始までに有し、緊急時に迅速に対応できるような体制とすること。

製造物責任（PL）法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

委託事業者は、契約締結時点で、及び の要件を満たす履行保証人を確保すること。

応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者  
市の入札参加資格停止及び回避を受けている者

- 国税及び地方税を滞納している者
- 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されない者
- 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消されていない者
- 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。）がなされた者
- 会社更生又は民事再生の手続きについて申立て（3 と同じ。）がなされ、この手続きが終了していない者
- 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者
- ア 高知市学校給食調理業務民間委託業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）の委員
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者。
- ウ 高知市議会の議員及び高知市の市長
- 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく処分を受けた者
- 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- 応募資格の確認
- 応募事業者の確認は、応募書類等の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

#### 4 募集等のスケジュール

募集要項等の公表	平成20年10月10日（金）
現地見学会・募集要項等に関する説明会	平成20年10月18日（土）
募集要項等に関する質問の受付	平成20年10月10日（金）～ 10月22日（水）
募集要項等に関する質問に対する回答	平成20年10月27日（月）
応募書類等の受付	平成20年10月28日（火）～ 11月4日（火）
資格審査及び第1次審査に関する結果の通知	平成20年11月10日（月）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	平成20年11月25日（火）
第2次審査に関する結果の通知	平成20年12月上旬
委託事業者の決定	平成20年12月上旬
業務開始準備	契約締結後～平成21年3月31日（火）

受付等（現地見学会・募集要項等に関する説明会を除く。）は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

## 5 募集要項等の公表

公表方法

本委託事業に関する募集要項等の資料は、高知市のウェブサイトからダウンロードすること。  
(<http://www.city.kochi.kochi.jp/joho/hp/index.htm>)

高知市情報日曜市 課別索引 教育委員会 学事課

公表書類

募集要項

仕様書

様式集

高知市学校給食衛生管理基準

高知市学校給食調理業務民間委託業者選定基準

## 6 現地見学会・募集要項等に関する説明会

応募予定の事業者は必ず参加すること。不参加の場合は応募できない。

日 時 平成 20 年 10 月 18 日 (土)

現地見学会 午前 10 時 30 分集合

募集要項等に関する説明会 受付：午後 1 時～ 説明会：午後 1 時 30 分～

場 所

高知市潮新町 2 丁目 1 番 54 号 高知市立潮江東小学校 学校給食調理場

高知市鷹匠町 2 丁目 1 番 43 号 高知市たかじょう庁舎 6 階人事政策室会議室

留意事項

現地見学会・説明会参加希望事業者は、平成 20 年 10 月 16 日 (木) 午後 5 時まで現地見学会・募集要項等説明会参加申込書 (様式第 1 号) により F A X または直接持参のうえ、申込むこと。

参加人数は、1 事業者につき 2 名までとする。

調理室等に入場する方は、清潔な衣服 (白衣及び帽子等) 並びに汚染作業区域用及び非汚染作業区域用の 2 種類の調理用靴等を用意すること。また、不用意に調理機器に触れないこと。

見学会参加者は、見学会当日名刺を提出すること。

説明会では、原則として募集要項等を配布しないので、各自持参すること。

現地見学会会場は、駐車スペースが限られているので、乗り合わせ等をお願いします。また、募集要項等に関する説明会会場は、駐車場がありませんので県庁前通り地下駐車場をご利用ください。

参加申込書提出先

高知市教育委員会学事課 (高知市たかじょう庁舎 4 階)

保健給食係 (担当：横田・上久保)

F A X 番号 088-823-9365

## 7 募集要項等に関する質問の受付・回答

質問の提出方法

質問書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記載し，電子メールにより提出すること。

受付期間

平成20年10月10日（金）～平成20年10月22日（水）

回答日

平成20年10月27日（月）

電子メールアドレス

[kc-200502@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-200502@city.kochi.lg.jp)

質問及び回答の公開

募集要項等に関する質問及び回答は高知市のウェブサイトにて公開する。

## 8 応募書類等の受付

受付（提出）期間

平成20年10月28日（火）～11月4日（火）午前9時～午後5時

ただし，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

応募に必要な書類

提案書（様式第4号～様式第10号）

調理業務受託実績（様式第11号）

見積書・経費内訳書・人件費内訳書（様式第12号～様式第14号）

予定業務責任者届（様式第15号）

会社概要

応募書類詳細

「審査に係る提案書類提出書」（様式第3号）を表紙とし，8 ～ までを綴じること。

提案書類の書式等

ア 書式

(ア) 原則としてA4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可）用紙，横書き，左綴じとし，ページ番号をつけること。

(イ) 提案については，提案書（様式第4号～様式第10号），調理業務受託実績（様式第11号），見積書・経費内訳書・人件費内訳書（様式第12号～様式第14号），予定業務責任者届（様式第15号）について記載すること。

見積書

ア 見積額は各年度ごとに下表の金額の範囲内であること。

平成21年度	16,500千円（消費税及び地方消費税込）
平成22年度	16,500千円（消費税及び地方消費税込）
合計	33,000千円（消費税及び地方消費税込）

イ 仕様書及び提案書類に基づき作成すること。

ウ 見積書（様式第12号）に人件費・保健衛生費・現場経費・管理経費等，各年度ごとの詳細な積算内訳書（様式第13・14号）を添付すること。

エ 見積書に押印する印鑑は，会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とする。

## 会社概要

ア 会社の沿革，組織及び直近3期分の損益計算書，貸借対照表，株主資本等変動計算書，個別注記表，法人税申告書（別表を含む）及び地方税申告書，並びに科目明細，その他（財務状況のわかる書類）をA4判フラットファイルに編冊のうえ提出すること。ただし会社の沿革及び組織については，パンフレットでも可とする。

イ 商業登記簿謄本（写可。応募書類の提出日直前3か月以内に発行されたもの）

ウ 納税証明書（国税は様式その3の3，地方税は都道府県及び市町村の完納証明書。応募書類の提出日直前1か月以内に発行されたもの）

エ 製造物責任（PL）法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類

オ ファイルの表紙及び背表紙に，「会社概要」及び「商号又は名称等」を記載すること。

### 無効（失格）となる応募書類

ア 提出方法，提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 履行不可能な内容が記載されているもの

オ（8 ア）に示す見積額を超える場合，又は異常に少額であるなど，本委託事業の適正な履行に支障があると判断されるもの

### 提出部数

各14部（正本1部・副本13部）

### 提出先

高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎4階

高知市教育委員会学事課 保健給食係（担当：横田・上久保）

### 提出方法

窓口へ持参すること。（郵送による提出は認めない。）

## 9 選定方法

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

委託事業者は，業者選定委員会の審査により，決定する。

審査は，高知市学校給食調理業務民間委託業者選定基準に基づき，見積書，提案書等，及び会社概要等による書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

優先交渉権者は，業者選定委員会委員（以下「業者選定委員」という。）の合計得点が最も高い事業者とする。

優先交渉権者が複数存在する場合は，業者選定委員の多数決により選定する。

選定結果は，応募者全員に通知する。

優先交渉権者が契約を締結しない場合は，次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い，合意に達した事業者と契約を締結する。ただし，業者選定委員会が適切な事業者でないとは判断した場合は，この限りでない。

応募事業者が1者のみの場合，又は，審査の結果，適切な応募事業者がいなるときは，本選考を中止し，再募集する。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者の技術力や専門性等を審査するため、第1次審査で選定された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

日 時

平成20年11月25日(火) 時間は別途通知

場 所

別途通知

実施時間

30分程度(プレゼンテーション:15分程度,ヒアリング質疑応答:15分程度)

準備・撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。

出席者

5名までとする。ただし、業務責任者として配置予定の者(「予定業務責任者」という。)の出席は、必須とする。

準備物

プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。(スクリーンは、事務局で準備します。)

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

応募書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

## 11 応募に関する留意事項

募集要項等の承諾

応募事業者は、応募書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、教育委員会は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書類の内容を使用できるものとする。

提出書類の取り扱い

教育委員会が受理した書類については、理由の如何に関わらず返却はしない。

提出書類の変更

教育委員会がいったん受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更は認めない。

資料の取り扱い

教育委員会が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、教育委員会の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

資料の追加提出

教育委員会が追加で資料の提出を求めた場合には、迅速に応じること。

応募辞退

応募事業者が応募を辞退するときは、必ず、窓口に参加辞退届(様式第16号)を提出すること。

## リスクの分担

施設の管理運営に伴うリスク分担については、仕様書内にある別表3「リスク区分」に定めるとおりとする。

## その他

予定業務責任者届(様式第15号)に記載した予定業務責任者は、病気・死亡又は退職等極めて異例の場合に限定して変更を認めることとする。この場合、新たな業務責任者は、変更前の業務責任者と同等以上の経験等を有することを条件とする。

委託事業者決定後、応募事業者名を公表する。

選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。

当該業務を請け負うこととなった事業者は、平成21年4月1日までに本市の競争入札参加者資格を取得すること。

業務履行の開始前に委託業務に必要な準備は自らの費用負担により行うこと。

## 12 窓口

高知市教育委員会学事課 保健給食係(担当:横田・上久保)

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎4階

電話番号:088(823)9480 F A X 088(823)9365

電子メールアドレス:[kc-200502@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-200502@city.kochi.lg.jp)